

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：令第17条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)
備 考：